

芦屋市立地区集会所の指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設

名 称	所在地
打出集会所	芦屋市大東町 1 7 番 3 号
翠ヶ丘集会所	芦屋市翠ヶ丘町 9 番 1 5 号
竹園集会所	芦屋市竹園町 5 番 6 号
前田集会所	芦屋市前田町 8 番 1 7 号
朝日ヶ丘集会所	芦屋市朝日ヶ丘町 3 0 番 9 号
春日集会所	芦屋市春日町 1 3 番 1 7 号
潮見集会所	芦屋市潮見町 7 番 1 号
浜風集会所	芦屋市浜風町 3 番 2 号
奥池集会所	芦屋市奥池南町 3 4 番 4 号
西蔵集会所	芦屋市西蔵町 1 1 番 1 6 号
大原集会所	芦屋市大原町 2 0 番 2 号
茶屋集会所	芦屋市茶屋之町 8 番 2 0 号
三条集会所	芦屋市三条町 8 番 3 号

2 指定管理者

名 称 芦屋市地区集会所運営協議会連合会

所在地 芦屋市大原町 2 0 番 2 号

代表者 理事長 田中 隆

3 指定期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

4 指定管理者選定の理由

芦屋市地区集会所運営協議会連合会は、地域住民が利用する地区集会所の運営を行うため、地域住民で構成された地区集会所運営協議会が連合して結成され、平成 1 7 年度から指定管理者として、良好にその管理運営を行ってきた。

芦屋市地区集会所運営協議会連合会の結成の趣旨や実績を勘案し、引き続き公募によらない指定管理者の候補者としたもの。

芦屋市立地区集会所指定管理業務仕様書

1 管理を行わせる施設

名 称	所在地
打出集会所	芦屋市大東町17番3号
翠ヶ丘集会所	芦屋市翠ヶ丘町9番15号
竹園集会所	芦屋市竹園町5番6号
前田集会所	芦屋市前田町8番17号
朝日ヶ丘集会所	芦屋市朝日ヶ丘町30番9号
春日集会所	芦屋市春日町13番17号
潮見集会所	芦屋市潮見町7番1号
浜風集会所	芦屋市浜風町3番2号
奥池集会所	芦屋市奥池南町34番4号
西蔵集会所	芦屋市西蔵町11番16号
大原集会所	芦屋市大原町20番2号
茶屋集会所	芦屋市茶屋之町8番20号
三条集会所	芦屋市三条町8番3号

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者が行う業務

(1) 集会所の使用の許可に関する業務

- ア 使用許可申請書の受付及び使用許可
- イ 利用料金の徴収、還付

(2) 集会所の運営に関する業務

- ア 施設の日常的な管理
- イ 防火管理
- ウ 備品の管理
- エ 事業報告書の作成及び提出
- オ その他施設の管理運営に関する事項

(3) 集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務

- ア 清掃（全館完全清掃）等
常に集会所の環境を良好に保つこと。
- イ 建物の維持管理

常に集会所の維持管理に留意すること。

ウ 光熱水費等の管理

エ 設備・機械等の保守点検

必要に応じ、設備・機械等の保守点検を実施すること。

オ 施設の軽微な補修

カ 消耗品費の補充，交換等

消耗品は適宜補充，交換等を行うこと。

(4) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、利用状況、管理運営状況、利用料金の収入状況、管理運営に要した経費等の収支状況などを記載した事業報告書を業務年度終了後30日以内に市に提出すること。

(5) その他

施設の運営又は維持管理上、市が必要と認める業務

4 開館時間及び休館日

(1) 開館時間 午前9時～午後9時30分

(2) 休館日

ア 毎週月曜日 打出，竹園，朝日ヶ丘，潮見，奥池，茶屋各集会所

イ 毎週火曜日 大原集会所

ウ 毎週水曜日 翠ヶ丘，前田，春日，浜風，西藏各集会所

エ 毎週木曜日 三条集会所

オ 12月29日から翌年1月3日まで

(3) 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは臨時に休館することができる。

5 管理運営上の留意事項

(1) 芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例，芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例，同条例施行規則を遵守すること。

(2) 労働基準法，最低賃金法，労働安全衛生法及び消防法その他関係法令の規定を遵守すること。

(3) 業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理に当たり，芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市情報公開条例の趣旨を踏まえ，適切な管理を行うこと。

- (4) 仕様書，協定，市の指示等は遵守すること。
- (5) 市の施策，事業に協力すること。
- (6) 指定期間中，市が行う調査等については協力すること。
- (7) 他業者へ施設の管理業務全体を再委託してはならない。
- (8) 許可なく施設の改造をしてはならない。
- (9) 職員が基本的人権について正しい認識をもって業務の遂行をするよう，適切な研修を実施すること。

6 職員の配置

使用者の安全を確保し，必要な資質を備えた適正な職員を配置するとともに，使用者本位の運営を行い，常にサービスの向上に努めること。

7 責任分担

各項目における責任分担は次のとおりとする。

区分	内容	負担者	
		芦屋市	指定管理者
不可抗力	不可抗力（地震，暴風，豪雨，洪水，火災その他の市又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による経費の増加及び事業履行不能	○	
物価の変動	収支計画に大きな影響を与えるもの	○	
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
税制の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更（消費税率の改正等）	○	
書類の誤り	事業計画書等，指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
利用者及び第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害が生じた場合	○	
事業終了時の費用	指定期間が満了した場合，又は，指定期間内における指定の取消しなど事業を終了した場合における指定管理者の撤収費用及び引継ぎに要する費用		○

8 リスクへの対応

指定期間内における主なリスク負担については、下記を基本として対応するものとする。

(1) 修繕費

主要な施設・設備機器の修繕については市の負担とする。ただし、施設管理上の瑕疵があるときは、指定管理者の負担とする。

(2) 不可抗力

自然災害（地震等）による休業の場合の補償については別途協議とする。

本市の避難所に指定されている地区集会所を避難所として使用する場合は、市の指示に従うこと。

(3) 運営リスク

施設・機器の不備及び火災等事故並びに不測の事態による臨時休業の場合については、別途協議とする。

9 管理運営に伴う収入及び経費等について

管理運営業務に係る全ての経費は、芦屋市からの指定管理料及び利用者からの利用料金をもって充てるものとする。

なお、利用料金を市が見直したときは、指定管理料について別途協議する。

10 利用料金等

(1) 前納

指定管理者は、使用者に利用料金を前納させなければならない。

(2) 利用料金

ア 指定管理者は、芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例別表第2に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て、利用料金を定めるものとする。

イ 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(3) 利用料金の免除

指定管理者は、市長が定めた基準（芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例，同施行規則）に従い、利用料金を減額し、又は免除すること。

1.1 留意事項

(1) 受付期間

使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から受け付ける。

(2) 使用変更等

使用許可の変更は、使用日の14日前までに1回限りとし、利用料金の差額があるときは、精算する。

(3) 利用料金の減免

ア 全額免除とする場合

(ア) 芦屋市が主催する行事に使用するとき。

(イ) 地域住民で組織した公共的団体のうち、市長が指定した団体（以下「集会所指定団体」という。）が地域活動を目的とした行事に使用するとき。

(ウ) 市長が特に必要と認めたとき。

イ 30パーセントを減額する場合

(ア) 芦屋市が共催する行事に使用するとき。

(イ) 市民会館指定団体が公共目的のため使用するとき（登録団体であることを証する書類等の提示）。

(ウ) 社会教育関係登録団体が社会教育に関する事業のために使用するとき（登録団体であることを証する書類等の提示）。

(エ) 芦屋市福祉センターの管理に関する条例施行規則第6条第1項に規定する福祉団体が福祉に関する事業のため使用するとき（登録団体であることを証する書類等の提示）。

(オ) 市内に所在する国及び地方公共団体の機関が直接公共のために使用するとき。

(4) 利用料金の還付

ア 全額を還付する場合

(ア) 天災地変等使用者の責任でない事由によって使用することができないとき。

(イ) 公益上又は市の都合によって使用許可を取り消したとき。

イ 50パーセントを還付する場合

使用者が使用日前14日までに使用の取消しを申し出て認められたとき。

1 2 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき，市議会の議決を経て指定管理者として指定する。

(2) 協定の締結

指定管理者に指定された団体は，芦屋市と協議の上，協定を締結する。

1 3 指定の取消し

市長が，管理運営業務等を継続することが適当でないと認めるときは，指定を取り消すことがある。この場合，指定管理者の損害に対して芦屋市は賠償しない。取消しに伴う芦屋市の損害について，指定管理者に損害賠償を請求することがある。

○ 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例
別表第2 地区集会所施設使用料金表

施設名	室名	広さ	収容人員	施設使用料金			
				朝 午前9時～正午	昼 午後1時～午後5時	夜 午後6時～午後9時30分	深夜 午後11時～翌日午前8時
打出集会所	洋室(A)	60㎡	38	円 2,000	円 2,400	円 2,800	円 —
	洋室(B)	20㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	35㎡	22	1,200	1,500	1,800	3,600
	洋室(D)	24㎡	14	800	1,000	1,100	—
翠ヶ丘集会所	洋室(A)	60㎡	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	32㎡	20	1,100	1,200	1,400	2,800
	洋室(C)	18㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(D)	21㎡	12	700	800	1,000	—
竹園集会所	洋室(A)	19㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(B)	18㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	34㎡	22	1,200	1,500	1,800	3,600
	洋室(D)	42㎡	26	1,400	1,700	2,000	4,000
前田集会所	洋室(A)	60㎡	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	19㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	19㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(D)	30㎡	18	800	1,000	1,100	2,200
朝日ヶ丘集会所	洋室(A)	63㎡	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	21㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	35㎡	22	1,200	1,500	1,800	3,600
	洋室(D)	35㎡	22	1,200	1,500	1,800	3,600
	和室(A)	6畳	12	700	800	1,000	—
	和室(B)	6畳	12	700	800	1,000	—
春日集会所	洋室(A)	21㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(B)	64㎡	40	2,200	2,500	2,900	—
	洋室(C)	15㎡	10	600	700	800	—
	洋室(D)	19㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(E)	35㎡	22	1,200	1,500	1,800	3,600
潮見集会所	洋室(A)	23㎡	14	800	1,000	1,100	—
	洋室(B)	62㎡	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(C)	20㎡	12	700	800	1,000	—
	和室	8畳	16	1,000	1,100	1,200	—
	洋室(D)	26㎡	16	800	1,000	1,100	2,200
浜風集会所	洋室(A)	62㎡	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	21㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	25㎡	14	800	1,000	1,100	2,200
	洋室(D)	15㎡	10	600	700	800	—
	洋室(E)	13㎡	10	600	700	800	—
奥池集会所	洋室(A)	58㎡	38	2,000	2,400	2,800	5,600
	洋室(B)	17㎡	12	700	800	1,000	2,000
西蔵集会所	洋室(A)	60㎡	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	26㎡	16	800	1,000	1,100	—
	洋室(C)	27㎡	16	800	1,000	1,100	2,200
	和室	8畳	16	1,000	1,100	1,200	—
大原集会所	洋室(A)	29㎡	18	800	1,000	1,100	—
	洋室(B)	62㎡	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(C)	22㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(D)	16㎡	10	600	700	800	—
	洋室(E)	52㎡	32	1,700	1,900	2,200	4,400
茶屋集会所	和室(A)	8畳	16	1,000	1,100	1,200	—
	和室(B)	16畳	32	1,900	2,200	2,400	4,800
	洋室(A)	60㎡	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	19㎡	12	700	800	1,000	—
三条集会所	洋室(A)	17㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(B)	21㎡	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	42㎡	26	1,400	1,700	2,000	4,000
	洋室(D)	44㎡	26	1,400	1,700	2,000	—

備考 深夜の使用は葬儀に関する使用に限るものとする。

団 体 概 要

名 称	芦屋市地区集会所運営協議会連合会
所 在 地	芦屋市大原町 20 番 2 号
設 立 年 月 日	平成 17 年 2 月 10 日
設 立 目 的	芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例第 1 条に掲げる、本市住民の地域社会における相互の親睦と文化活動の増進に寄与するため、同条例第 12 条に基づく指定管理者としての体制を確保し、集会所の管理運営を適正に行うことを目的とする。
代 表 者 名	理事長 田中 隆
役 員 構 成	理事 11 名 (内、理事長 1 名、副理事長 1 名) 監事 2 名 (平成 25 年 5 月 20 日現在)
会 員 又 は 構 成 団 体 等	自治会、子ども会、老人会、コミュニティ・スクール等 136 団体 (平成 25 年 4 月 1 日現在)
活 動 内 容	芦屋市地区集会所運営協議会連合会は、地域住民が利用する地区集会所の運営を行うため、地域住民で構成された地区集会所運営協議会が連合して結成され、平成 17 年度から指定管理者として良好な運営を行ってきた団体である。 地域住民が主体となって自分達の活動拠点を自分達の創意工夫で活用し、守り育てていくという意識を持つことで地域コミュニティの活性化や地域活力の向上に貢献している。
備 考	平成 17 年 2 月、芦屋市地区集会所運営協議会（旧名称、芦屋市地区集会所協議会）が構成団体となり、芦屋市地区集会所運営協議会連合会を設立

芦屋市地区集会所運営協議会連合会規約

(名称及び所在地)

第1条 本会は、芦屋市地区集会所運営協議会連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務所を芦屋市立大原地区集会所内（芦屋市大原町20番2号）に置く。

(組織)

第2条 本会は、芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（昭和40年芦屋市条例第14号。以下「集会所条例」という。）別表第1に掲げる芦屋市立地区集会所（以下「集会所」という。）を管理運営する芦屋市地区集会所運営協議会（以下「地区協議会」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、集会所条例第1条に掲げる、本市住民の地域社会における相互の親睦と文化活動の増進に寄与するため、集会所条例第12条に基づく指定管理者としての体制を確保し、集会所の管理運営を適正に行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 集会所の利用の許可に関する業務
- (2) 集会所の運営に関する業務
- (3) 集会所の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、集会所の運営又は維持管理上市長が特に必要があると認める業務

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 9名
- (4) 監事 2名

2 役員は、各地区運営協議会の会長とする。

3 理事長、副理事長及び監事は、理事会において互選する。

(任期)

第6条 役員は、任期は3年とし、再任はさまたげない。役員に欠員が生じた場合は、適宜補充することができる。ただし、欠員補充者の在任期間は、前任者の残任期間とする。なお、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

(任務)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 理事長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、理事長のもとで、会務を分担する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員等の報酬金)

第8条 役員は無償とする。ただし、常勤の場合の役員及び第10条に規定する事務局職員は有償とすることができる。なお、支給の要否及びその額は、理事会において定める。

(理事会)

第9条 本会は、審議・執行機関として理事会を置き、すべての運営にあたる。

2 理事会は、集会所の管理運営の計画立案及び会務の遂行に必要な事項を具体的に実行するため、理事長が必要に応じて召集する。ただし、理事の過半数の要請があるときは、理事長は、これを召集しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長がこれにあたり、議事は出席者の過半数で決する。

(事務局)

第10条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は、理事長のもとで、会務を処理する。

(専門委員会)

第11条 本会の目的を達成するため特別の活動を行う必要があるときは、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会の設置、廃止及び構成員並びに運営については、そのつど理事会の議を経て理事長が決める。

(経理)

第12条 本会の経費は、利用料金及び指定管理料並びに寄附金をもってこれにあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(補則)

第13条 この規約に定めのない事項については、理事会で定める。

附 則

この規則は、平成17年2月10日から施行する。

(改正 平成20年4月1日)

(改正 平成24年4月1日)

平成26年度芦屋市立地区集会所事業計画
(平成27年度, 28年度, 29年度, 30年度も同じ)

1 管理運営の基本方針

地区集会所が地域活動の拠点として市民に親しまれ、地域社会における相互の親睦と文化活動が活発になるよう管理運営を行う。

2 施設の運営計画

(1) 効率的な管理運営について

ア 職員の執務体制等

明朗で親切な窓口対応と公平性、透明性のある予約受付が遂行できる体制をとる。

イ 利用者の協力応援体制

部屋の原状復帰等, 利用者の協力応援体制をつくり, 利用報告書提出を求め, 利用者のニーズの把握と課題の解決を図る。

ウ 集会所運営事業の啓発

各集会所ごとに市民に分かりやすい利用案内を作成し, 利用者の利便性を図る。

(2) 施設の管理運営について

自動ドア保守点検業務, 冷暖房保守点検業務, 消防設備点検業務, エレベーター保守点検業務, 清掃業務等は外部委託するが, 植栽の一部や花の管理については, 職員が市民の協力を得て行う。

(3) 危機管理体制について

震災や火災等の危機管理に対しては, 防火管理者を設置する。

3 職員の配置

管理運営業務職員 集会所ごと 1人～2人

4 職員の研修

市民に対するサービスの向上を図るため, また, 公の施設の管理を適切に行うため, 適宜研修を実施する。

平成26年度芦屋市立地区集会所指定管理業務収支予算書

(収入の部)

(単位 円)

費目	予算額	備考
集会所利用料	17,550,000	
指定管理料	41,800,000	
光熱水費負担金	669,000	図書館(大原分室), 打出LSA室
合計	60,019,000	

(支出の部)

(単位 円)

費目	予算額	備考
集会所運営費	29,500,000	地区集会所(13か所)
印刷・消耗品費	1,043,700	
通信・光熱水費	7,148,000	ガス, 電気, 水道, 電話代
委託料	2,903,600	自動ドア・冷暖房機器・消防設備・エレベーター等保守点検等・清掃業務
修繕補修費	15,138,300	軽微な工事
連合会事務費	4,285,400	自動車・複写機リース・事務局員賃金
合計	60,019,000	

平成27年度芦屋市立地区集会所指定管理業務収支予算書

(収入の部)

(単位 円)

費目	予算額	備考
集会所利用料	17,550,000	
指定管理料	41,907,400	
光熱水費負担金	675,100	図書館(大原分室), 打出LSA室
合計	60,132,500	

(支出の部)

(単位 円)

費目	予算額	備考
集会所運営費	29,500,000	地区集会所(13か所)
印刷・消耗品費	1,053,300	
通信・光熱水費	7,214,200	ガス, 電気, 水道, 電話代
委託料	2,930,500	自動ドア・冷暖房機器・消防設備・エレベーター等保守点検等・清掃業務
修繕補修費	15,138,300	軽微な工事
連合会事務費	4,296,200	自動車・複写機リース・事務局員賃金
合計	60,132,500	

平成28年度芦屋市立地区集会所指定管理業務収支予算書

(平成29年度, 平成30年度も同じ)

(収入の部)

(単位 円)

費目	予算額	備考
集会所利用料	17,550,000	
指定管理料	42,014,700	
光熱水費負担金	681,300	図書館(大原分室), 打出LSA室
合計	60,246,000	

(支出の部)

(単位 円)

費目	予算額	備考
集会所運営費	29,500,000	地区集会所(13か所)
印刷・消耗品費	1,063,000	
通信・光熱水費	7,280,400	ガス, 電気, 水道, 電話代
委託料	2,957,300	自動ドア・冷暖房機器・消防設備・エレベーター等保守点検等・清掃業務
修繕補修費	15,138,300	軽微な工事
連合会事務費	4,307,000	自動車・複写機リース・事務局員賃金
合計	60,246,000	